

北九州市保健環境研究所報

第 50 号

(令和4年度)

北九州市保健環境研究所



北九州市民憲章

わたしたちのまち北九州市は、美しい自然に恵まれ、ながい歴史とたくましい産業をうけついできました。

わたしたち北九州市民は、このまちを愛し、よりいっそうの市民参加によるまちづくりをめざしています。

このふるさとに、実りある未来を築くため、わたしたちは、みんなで守る約束を定めます。

緑を豊かに 清潔で美しいまちにします

きまりを守り 安全なまちにします

人を大切にし ふれあいの輪をひろげます

元気で働き 明るい家庭をつくれます

学ぶ楽しさを深め 文化のかおるまちにします

はじめに

保健環境研究所報第 50 号の発刊に際しまして、ご挨拶を申し上げます。

3 年以上に渡って猛威を振るった新型コロナウイルス感染症ですが、本年 5 月 8 日に感染症法上の位置づけが 5 類に移行され、ようやくコロナ禍前の日常が戻ってきました。しかし、ウイルスが消滅した訳ではなく、この夏も全国的に感染者が増え、「第 9 波」ともいえる大きな流行が発生しました。今後もこのような感染の増減を繰り返しつつ、ウイルスとの共存を図っていくこととなるのでしょうか。

今回、新型コロナウイルス感染症という世界規模の感染症を乗り越え、私ども地方自治体の研究所は大きな転換期を迎えました。昨年 12 月に地域保健法が改正され、地方自治体は、試験検査や調査研究等の業務を実施するために必要な措置を講ずることが責務として定められました。さらに、本年 5 月には、同法が再度改正され、同法第 26 条第 2 項に「地方衛生研究所等」という名称が初めて明記されました。

法改正に伴い、地方自治体の研究所では、新型コロナ対応における課題を踏まえた「健康危機対処計画」の策定や同計画の着実な推進、有事を想定した実践型訓練の実施など今後の感染症対策や人材育成の強化といった様々な取組みが求められることとなりました。

これまでは、地方衛生研究所の法的な位置づけが明確に示されておらず、人材育成や予算編成等における主体的な取組みの実施が困難なことも多々ありましたが、今回の法改正を機に少しずつ組織体制の強化を図っていきたいと考えております。

さて、今年には 1974 年（昭和 49 年）に北九州市環境衛生研究所として第 1 号の所報を発行してから 50 回目の節目の年となりました。この間、多くの先輩方が切磋琢磨しながら専門的な技術を身につけ、行政依頼検査や調査研究を通じて市政に貢献してまいりました。

特に環境分野を中心に、大気汚染や水質汚濁の原因究明、JICA 国際研修の受入開始、激甚な公害を克服したことを科学的に証明した洞海湾総合調査の実施、上水・下水と連携して水環境問題に横断的に取組むアクア研究センターや環境学習に特化した環境学習情報室の新設など数多くの先進的な取組みを進めてきました。

近年は、感染症への対策や食の安全といった保健衛生分野の取組みが主たる業務となっていますが、脱炭素社会の実現など新たな環境問題への対応についても研究所として議論を進めていきたいと考えているところです。

最後になりますが、地域保健法の改正により地方自治体の研究所は、今後の感染症対策において大きな役割を担うこととなりました。職員の専門性を高めることは勿論ですが、感染症対策を含めた危機管理体制の強化を進めるとともに、保健衛生・環境政策の両面を技術的に支援し、市民の安全・安心に寄与してまいりますので、皆様方のより一層のご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

令和 5 年 11 月

北九州市保健環境研究所
所長 佐藤 健司

目 次

第1	沿革・組織及び概要	
1	沿 革	1
2	組 織	1
3	検査件数	2
4	決算・予算概要	3
5	分析機器整備状況	4
第2	業務内容	
1	試験検査等	
	環境部門	5
	衛生化学部門	9
	微生物部門	15
2	調査研究	22
3	そ の 他	29
第3	講演発表	
	・ Neonicotinoid Insecticide containing Triflumezopyrim at downstream of large paddy field in Kitakyushu city	31
	・ HPLC-ICP/MSによる大気粉じん中の六価クロム化合物の測定について	33
	・ 水質事故・苦情に係る検査依頼への対応力向上の取り組み	35
	・ 北九州市内で製造されたそうざいの細菌汚染状況と保存温度の影響	37
	・ qPCR法による食中毒菌一斉スクリーニング検査法の検討	39